

利府町新型コロナウイルスワクチン 接種実施計画

【策定】 令和3年4月1日

【第1回改正】 令和3年9月30日

【第2回改正】 令和4年2月10日

【第3回改正】 令和4年5月25日

目 次

| | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 目的 | P 1 |
| (2) 実施期間及び対象者等 | P 1 |
| (3) 基礎疾患を有する者の定義 | P 1 |
| (4) 優先接種順位及び接種対象者の内訳 | P 2 |
| (5) 接種体制 | P 2 |
| (6) 集団接種の会場等及び実施手順 | P 2 |
| (7) 接種間隔及び予防接種の効率的な運用 | P 3 |
| (8) 予防接種の予約方法 | P 4 |
| (9) コールセンターの役割分担 | P 4 |
| (10) 医療従事者の確保 | P 4 |
| (11) 安全性の確保 | P 5 |
| (12) 予防接種組織体制 | P 5 |
| (13) 予防接種（集団接種）の1日当たり接種見込み数 | P 5 |
| (14) 高齢者施設等入所者及び従事者の優先接種 | P 6 |
| (15) 5歳から16歳未満の予防接種について | P 6 |
| (16) 5歳到達年度の接種方法について | P 6 |
| (17) 仙台市などを会場とした大規模接種の予約受付について | P 6 |

(1) 目的

- ① 本計画は、予防接種法第29条の規定により第一号法定受託事務とされている新型コロナウイルスに係る臨時接種に基づく本町の事務に関し、新型コロナウイルスの接種（以下、「予防接種」と表記）を円滑に行うことを目的として、必要な作業内容と手順、作業に必要な資源等について定める。
- ② 本計画は、策定又は改正時点の内容であり、今後、予防接種に関し詳細内容の決定や追加等があった場合は、随時更新する。
- ③ 本計画に定めるもののほか、予防接種に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 実施期間及び対象者等

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|--|
| 実施期間 (初回接種(1・2回目)) | 令和3年2月17日から令和4年9月30日まで ただし、接種完了日については、国の接種期間の延長等により変更の場合がある。 |
| 実施期間 (追加接種(3回目)) | 令和3年12月1日から令和4年9月30日まで ただし、接種完了日については、国の接種期間の延長等により変更の場合がある。 |
| 実施期間 (追加接種(4回目)) | 令和4年5月25日から令和4年9月30日まで ただし、接種完了日については、国の接種期間の延長等により変更の場合がある。 |
| 接種対象者 | 5歳以上の者 ただし、追加接種(3回目)については、2回目のワクチン接種を完了した者のうち、12歳以上の者とし、追加接種(4回目)については、3回目のワクチン接種を完了した者のうち、60歳以上の者又は18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者及び新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化リスクが高いと医師が認める者とする。 |

(3) 基礎疾患を有する者の定義

- ① 以下の病気や状態の者で、通院や入院をしている者
 - ア 慢性の呼吸器の病気
 - イ 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
 - ウ 慢性の腎臓病
 - エ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
 - オ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - カ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
 - キ 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
 - ク ステロイドなど、免疫の機能を低下する治療を受けている

- ケ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - コ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
 - サ 染色体異常
 - シ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
 - ス 睡眠時無呼吸症候群
 - セ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している（※）、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している（※）場合）
- （※）重い精神疾患を有する者として精神障害者保健福祉手帳を所持している方、及び知的障害を有する者として療育手帳を所持している方については、通院又は入院をしていない場合も、基礎疾患を有する者に該当する。

② 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

（４）優先接種順位及び接種対象者の内訳

| 接種順位 | 区分 | 人数 | 備考 |
|------|---------------|----------|-------------|
| 1 | 医療従事者等 | 1, 083人 | 総人口の3%（推計値） |
| 2 | 65歳以上の高齢者 | 8, 287人 | |
| 3 | 基礎疾患を有する者 | 1, 683人 | |
| 3 | 高齢者施設等の従事者 | 578人 | |
| 4 | 上記以外の者（5～64歳） | 22, 985人 | |
| | 接種対象者計 | 34, 616人 | 5歳以上 |
| | 総人口 | 36, 090人 | |

（出典）令和2年住民基本台帳年齢階級別人口（市町村別）

（推計値）新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第8版）

（５）接種体制

供給されるワクチンの特性や接種対象者、接種状況等に応じて、適時、集団接種、個別接種、サテライト型接種の3つの体制で実施する。

| 接種体制 | 定義 |
|----------|-------------------------------|
| 集団接種 | 町が設置する接種会場において予防接種を実施 |
| 個別接種 | 町内の協力医療機関において予防接種を実施 |
| サテライト型接種 | 高齢者施設等を対象として、当該施設等において予防接種を実施 |

（６）集団接種の会場等及び実施手順

（ア） 集団接種会場及び接種日等

- ア 町内公共施設を会場とした集団接種を実施する。
- イ ワクチンの接種状況に応じ集団接種を実施する場合は、一定期間実施する。
- ウ 1日当たりの接種開始時刻は、原則10回とし、次のとおり設定する。

(午前) 9時・9時30分・10時・10時30分・11時

(午後) 13時・13時30分・14時・14時30分・15時

(イ) 集団接種の実施手順

- ア 予め予約受付を行い、予約完了後に予防接種を実施する。
- イ 予約は、初回接種の場合、2回目の接種分まで受付する。追加接種の場合は、3回目、4回目それぞれを受付する。
- ウ 予約は、接種日時を指定して行う。
- エ 接種可能日は、予防接種スケジュールのとおりとする。

(7) 接種間隔及び予防接種の効率的な運用

① 接種間隔

ア 初回接種

| ワクチンの種類 | 1回目接種後、2回目接種までの間隔 |
|-----------|-------------------|
| ファイザー社製 | 20日 |
| 武田/モデルナ社製 | 4週間 |

※2回目の接種については、予約の空き状況や被接種者の都合などを踏まえ、速やかに行うものとする。

イ 追加接種(3回目及び4回目)

追加接種(3回目)については、2回目接種を完了した日から、5か月以上経過後、また、追加接種(4回目)については、3回目接種を完了した日から、5か月以上経過後から接種をすることができる。

ただし、国の方針により、接種間隔を前倒しする場合もある。

② 予防接種の効率的な運用

ア 予定していた被接種者が何らかの事由により接種できずワクチン接種回数の調整が必要な場合には、予め同意を得た予防接種従事者並びに教育、子ども子育て支援及び福祉に関する業務に従事する者に対し予防接種を行うなど、効率的な運用に努める。

イ 予約受付状況により、予防接種を実施しない日時や接種回数当たり接種見込み数を変更することができる。

ウ その他、予防接種の効率的な運用に関する具体的な手順等は、別に定める。

(8) 予防接種の予約方法

| 予約方法 | 予約概要 | 会場・連絡先 | 時間 | 予約受付期限 |
|---------|------------------|-----------------|-------------------------------------|--------|
| 電話予約 | 予約コールセンターによる電話予約 | 0570-047474 | 9時～18時 | 未定 |
| オンライン予約 | インターネットを利用した予約 | 町ウェブサイトの特設サイトより | 24時間 (ただし、メンテナンス等のため停止する場合があります) | 未定 |

(9) コールセンターの役割分担

| 区分 | 名称 | 相談受付内容 | 連絡先 |
|----|------------------------|-----------------------------|---------------------------------|
| 国 | 厚生労働省コロナワクチンコールセンター | ワクチンの安全性・有効性などに関すること | 0120-761770 (9時～21時) |
| 県 | 新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター | ワクチンの副反応などに関すること | 050-3615-6941 (8時45分～17時15分) |
| 町 | 予約コールセンター | 予防接種の電話予約受付 (予防接種券送付者のみ) | 0570-047474 (9時～18時) |

(10) 医療従事者の確保

- ① 集団接種を実施する場合は、公益社団法人宮城県塩釜医師会に対し、医師と看護師の派遣を依頼する。
- ② 1日に接種する回数や人数は、医師及び看護師の派遣状況を踏まえ、個々の予防接種が時間的余裕をもって行われるよう配慮する。
- ③ 従事する医師は2名とし、看護師は6名とする。
- ④ 1日当たりの接種可能回数の拡充に対応するため、公益社団法人宮城県塩釜医師会から派遣される看護師とは別に、町で新たな看護師を確保する。
- ⑤ 町で新たに確保する看護師等は2～3名とし、従事内容は経過観察等とする。

(11) 安全性の確保

| No. | 項目 | 方針 |
|-----|--------------------|---|
| 1 | 予防接種券・予診票の送付 | 予防接種対象者に対し、予め郵送により本人が特定できる予防接種券と予診票を送付する。 |
| 2 | 対象者の本人確認 | 予防接種券と予診票を用い、口頭や本人が特定できる書類などにより対象者本人であることを確認する。 |
| 3 | 接種不相当者及び予防接種注意者の確認 | 接種受付時及び予診票による確認時に、接種不相当者又は予防接種注意者に該当するか確認する。 |
| 4 | 副反応等に関する説明及び同意 | 予診の際に、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こりえる副反応や稀に生じる副反応、予防接種健康被害救済制度について、新型コロナワクチン接種対象者などにその内容が理解できるよう適切な説明を行うほか、予防接種の際に、文書により同意を得た場合に限り接種を行う。 |
| 5 | 接種歴の確認 | 受付担当職員及び医師は、持参した予防接種済証などにより接種歴の確認を行い、接種間隔やワクチンの種類などの確認を行う。 |

(12) 予防接種組織体制

| 対策本部 | |
|-------------------------|--|
| 本部長 | 町長 |
| 本部員 | 副町長・教育長・会計管理者・総務部長・企画部長・町民生活部長・都市開発部長・経済産業部長・上下水道部長・教育部長・議会事務局長・保健福祉部長 |
| 担当 | |
| 保健福祉部新型コロナウイルス対策室 | |
| 集団接種会場の運営業務は、町職員等を配置する。 | |

(13) 予防接種（集団接種）の1日当たり接種見込み数

| 予防接種日 | 接種回数当たり 接種見込み数 | 1日当たり 接種見込み数 |
|--------------|-------------------|-----------------|
| 5月11日～5月12日 | 25回 | 100回 |
| 5月13日～5月14日 | 25回 | 200回 |
| 5月15日～5月26日 | 35回 | 280回 |
| 5月27日～6月6日 | 35回～36回 | 282回 |
| 6月9日～6月13日 | 37回～38回 | 300回 |
| 6月16日～8月8日 | 38回～39回 | 306回 |
| 8月11日～9月9日 | 40回～41回 | 324回 |
| 9月10日～11月14日 | 42回～43回 | 336回 |
| 2月14日～ | 25回～36回 | 252回～360回 |

(14) 高齢者施設等入所者及び従事者の優先接種

- ① 高齢者施設等の入所者及び高齢者施設等の入所者に直接接する職員について、施設が希望する場合、接種者の同意を得て接種することができる。
- ② 接種は、サテライト接種又は巡回接種で行う。
- ③ 接種要件など、高齢者施設等の接種に関し必要な事項は、別途定める。

サテライト型接種

他市町村の病院に割り当てられたワクチンを、嘱託医などが各施設に訪問して接種

(15) 5歳から16歳未満の予防接種について

- ① 16歳未満の予防接種を実施する場合は、国の手引きに基づき、原則、保護者の同伴を必要とするものとする。
- ② 接種後の接種会場から帰宅時における急激な体調変化などに配慮し、保護者の同伴により接種者の安全を最優先にした運用に努めるものとする。
- ③ 5歳になる者については、誕生月の翌月に予防接種券を送付するものとする。

個別接種

病院などに割り当てられたワクチンを各医療機関及び従来の方法で予約し、接種する。

(16) 5歳到達年度の接種方法について

| 対象者生年月日 | 接種 | | 予約方法 | 接種可能日 |
|-----------------------------|---------------|----|---------------------------|--------------------------------|
| | 集団 | 個別 | | |
| ～平成29年8月31日生 | 国の方針に 従い対応 | ○ | 町コールセンター又はインターネット予約サイトで予約 | 5歳到達の誕生日前日以降、接種可能 |
| 平成29年9月1日 ～ 平成30年4月1日 | 国の方針に 従い対応 | | | 実施期間の令和4年9月30日までに接種完了が見込めないため。 |

(17) 仙台市などを会場とした大規模接種の予約受付について

- ① 本町で実施する集団接種のほか、仙台市などを会場とした大規模接種について、他自治体の接種が可能であり、かつ、住民が接種を希望する場合は、指定された期日並びに予約方法により、住民自身により直接必要な手続きを行うものとする。
- ② 使用するワクチンの種類や接種間隔、接種可能な日、その他接種に関する必要な事項などは、実施主体により決定された内容に基づく。